

告示

埼玉県告示第八十一号

秩父市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和二年二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

秩父市	平成二十九年度地籍図十六枚向平地区（大滝令和二年一月	調査を行った成果の調査を行った認証	調査を行った成果の調査を行った認証
	平成三十年地籍簿一冊の一部）	地名	称地
		期名	区年
		時	月日